

(答 申 第 47 号) 【 概 要 】

1 審査会の結論

練馬区長(以下「実施機関」という。)が平成26年6月26日付けで行った、「地域包括支援センター相談票」(以下「本件公文書」という。)に係る自己情報の部分開示決定(以下「本件処分」という。)は、練馬区個人情報保護条例(平成12年3月練馬区条例第79号。以下「条例」という。)上、適法かつ妥当であり、取り消す必要はない。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、条例に基づく本件公文書の自己情報開示請求に対し、平成26年6月26日付けで実施機関が行った本件処分の取消しを求めるというものである。

3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が、異議申立書および意見書において主張している異議申立ての要旨はつぎのとおりである。

(1) 開示請求の趣旨

介護保険事業所の職員が、異議申立人の母親に対する行動に関して高齢者相談センターに通報し、その際、異議申立人の個人情報等についても報告した。このため、高齢者相談センターが作成した調査票および会議の内容について開示請求を行った。

(2) 本件処分が違法(不当)であることについて

非開示部分は、異議申立人についての記載ではないのか。そうであるならば開示すべきである。実施機関は、非開示部分は、異議申立人以外の第三者に関する情報であり、開示すると第三者の権利利益を不当に害するおそれがあると説明するが、第三者とは誰のことなのか、開示すると何故第三者の利益を害することになるのか。本当に第三者の情報が記載されているのかを確認したい。

また、異議申立人の情報が近隣住民に漏洩している。異議申立人のプライバシー権が著しく侵害されている。

そして、この様な開示請求をされた際、役所は役所側にとって不利益なことを黒く塗りつぶして開示しない場合が多いと専門書等で行われている。

実施機関は、本件公文書の記載内容は、一般に、地域住民等からの相談や連絡

を含むものであると主張するが、こうしたものには思い込みなどが混ざっており、正確さに欠けるものである。

4 実施機関の説明の要旨

上記異議申立人の主張に対し、実施機関は非開示理由説明書および反論書において、本件処分を行った理由についてつぎのように説明している。

(1) 条例上の非開示理由

ア 本件公文書は、その記録内容から「事業者が異議申立人から聴取した情報およびその情報から対応した内容」、「異議申立人以外の第三者に係る情報」に大別できる。このうち、実施機関としては、「事業者が異議申立人から聴取した情報およびその情報から対応した内容」を除く部分について、以下の理由により非開示と決定したものである。

イ 条例第 19 条の 2 第 2 号は、「開示の請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示の請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示の請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または開示の請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示の請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について開示をしない旨規定している。

ウ 本件公文書中、「異議申立人以外の第三者に係る情報」に該当するその内容は、あくまでも異議申立人以外の第三者個人の氏名、性別、状況や第三者に対する判断、対応に係る情報である。これらはまさに条例第 19 条の 2 第 2 号に規定する開示の請求者（異議申立人）以外の個人に関する情報に当たるものであって、異議申立人の自己情報ではなく、また、同号にある例外規定のいずれにも該当するものではない。よって、該当箇所について非開示としたものである。

(2) 本件異議申立てに対する実施機関の意見

ア 異議申立人は、黒く塗りつぶした部分は、異議申立人についての記載ではないのか、そうであるならば全て開示すべきであると主張するが、非開示とした箇所は、異議申立人以外の第三者の情報であり異議申立人の情報ではないため、条例第 19 条の 2 第 2 号に該当し開示することはできない。

イ また、「開示すると第三者の権利利益を不当に害するおそれがある」とする実施機関の説明に対し、第三者とは誰か、開示すると何故第三者の利益を害するこ

とになるのかと主張するが、個人に関する情報をみだりに第三者に開示されない自由は、憲法上保護された権利と解されるところ、本件公文書における異議申立人以外の第三者の個人情報を開示することは、そのことのみで第三者のプライバシー権を侵害することになる。第三者が誰であるかを開示することもまた同様である。

ウ さらに、異議申立人は、あえて事実を隠ぺいしている可能性があり、異議申立人の人権を侵害する様な記述がなされている恐れもあるため、本当に第三者の情報が記載されているのかを確認したいと主張する。繰り返しとなるが、上記アで述べたとおり、非開示とした箇所は、異議申立人以外の第三者の情報であり、条例第 19 条の 2 第 2 号に基づき、開示することはできない。しかし、異議申立人の「本当に第三者の情報が記載されているのかを確認したい」とする疑義については、いくら実施機関が意見を述べても、平行線となろう。実施機関としては、該当部分を開示できないと考えている以上、実施機関とは異なる第三者機関である練馬区情報公開および個人情報保護審査会において該当公文書を確認していただく他はないと考える。

エ なお、「開示請求をされた際、役所は役所側にとって不利益なことを黒く塗りつぶして開示しない場合が多いと専門書等で言われている」との主張については、異議申立人は、何を根拠にこうした主張をしているのか不明であり、また、本件異議申立てにおいて主張できるのは、あくまでも対象公文書において非開示とした内容についてであるため、実施機関が意見を述べる必要もないと考える。しかしながら、異議申立人のこの主張は実施機関をはじめ公文書を取り扱う者に対する信頼に係る事項であるため、以下に意見を述べる。

オ 一般に自己情報の開示請求があった場合、実施機関は条例に基づいて開示の可否を決定しており、異議申立人が主張するように実施機関が意図的に非開示を決定することはない。今回の非開示とした部分についても、条例第 19 条の 2 第 2 号を根拠とし、異議申立人以外の第三者に関する情報を非開示としており、適正に事務を行っていることを申し添える。

カ 異議申立人のその他の主張は、介護保険制度そのものに関する意見、相談票の記載内容に関する意見、介護保険事業所職員が聴取し記録した内容に関する意見、実施機関の職員の対応に関する意見および異議申立人自身のプライバシーの侵害に関する主張等であって、本件処分の内容である公文書の非開示部分や非開示

理由が不適正であるとする理由としては認められない。

キ 異議申立人が、本件異議申立てにおいて問えるのは、対象公文書の開示・非開示という処分内容そのものが、条例に照らして適正であるかどうかであって、対象となった公文書に係る内容や実施機関の対応等に対してではない。異議申立人が当該実施機関の対応について疑念を持ち、その追及が目的であるのならば、本件異議申立ての場においてこれを主張することは誤りである。

5 当審査会の判断理由

当審査会の審査結果は、つぎのとおりである。

(1) 判断に当たっての前提

ア 当審査会は、練馬区情報公開および個人情報保護審査会条例（平成 12 年 3 月練馬区条例第 81 号。以下「審査会条例」という。）第 1 条の規定に基づき設置されたもので、実施機関による自己情報の非開示等決定に対し異議申立てがあった場合において、条例第 29 条の規定に基づき実施機関の諮問に応じ、その非開示等決定が条例の解釈運用を誤ったものであるか否かについて審査して実施機関に答申する機関である。したがって、当審査会は、本件処分の是非を条例に則して判断するものである。

イ 条例第 19 条の 2 第 2 号は、「開示の請求者以外の個人に関する情報であって、開示の請求者以外の特定の個人を識別することができるものまたは開示の請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示の請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する場合は、ただし書に該当するものを除き、これを開示しない旨規定している。

ウ 当審査会は、条例のこの規定に則して、本件処分の適否について判断する。

(2) 本件公文書について

ア 本件公文書は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づき設置された高齢者相談センターが、地域で暮らす高齢者を介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に支援するために作成した「地域包括支援センター相談票」である。

イ 実施機関の説明によれば、高齢者相談センターでは、本人、親族、ケアマネージャー、介護事業所、民生委員など様々な立場の方から寄せられる、介護、医療、施設入所、成年後見、虐待等の高齢者に係る諸問題や各種相談に日々対応しており、これらの相談内容や対応内容を相談対象者ごとに時系列的に整理・記録し、管理しているものが「地域包括支援センター相談票」であり、一般にその記載内

容は、本人からの相談だけでなく、本人の家族や地域住民等からの相談や連絡を含むものである。

ウ 本件公文書中、非開示とした箇所について、実施機関は異議申立人以外の第三者の情報であり、条例第 19 条の 2 第 2 号に該当する旨を主張し、異議申立人は異議申立人の情報ではないかと主張し、両者の意見が対立しているため、この点について以下に検討する。

(3) 条例第 19 条の 2 第 2 号該当性について

ア 当審査会は、審査会条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し本件公文書の写しの提示を求め、その内容を検分した。その結果、本件公文書は相談対象者が異議申立人の母親の「地域包括支援センター相談票」であること、主に介護保険事業所の職員が異議申立人より聴取した母親等の状況および対応内容が記載されていること、介護保険事業所から報告を受けた高齢者相談センター職員が作成したものであることを確認した。

イ この点、本来であれば、本件公文書は異議申立人の母親の自己情報であり、異議申立人の自己情報ではないとするところ、本件公文書が主に異議申立人より聴取した情報により作成されていることから、異議申立人の自己情報でもあり、文書特定を行ったうえで部分開示とする決定を行ったとする実施機関の説明は首肯できるところである。

ウ つぎに、実施機関が条例第 19 条の 2 第 2 号に該当するため非開示とした部分について検分したところ、明らかに異議申立人以外の第三者の個人に関する情報が記載されており、異議申立人が主張する、異議申立人の人権を侵害する様な記述は一切なく、これを非開示とした実施機関の判断が適正であることを確認できた。

エ なお、本件処分においては、条例第 19 条の 2 第 2 号ただし書きの規定に基づき、公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名として、受付者である高齢者相談センター職員の氏名については非開示情報から除外しており、この点においても適正に判断されていることが確認できた。

オ よって、実施機関が条例第 19 条の 2 第 2 号を根拠に非開示とした箇所については、条例に照らして妥当である。

(4) 結論

以上のとおり、異議申立人の主張には理由が認められず、当審査会としては、実施機関が行った本件処分は妥当なものであり、取り消す必要はないものと判断する。

(5) その他の異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、異議申立書および意見書において、本件公文書の記載内容や介護保険事業所および実施機関の対応に関する意見、異議申立人自身のプライバシーの侵害に関する疑念等、様々に主張している。

イ しかしながら、当審査会はそれらの主張の内容を調査、確認する機関ではなく、また、本件処分の当否を左右するものでもないと判断する。

6 審査会の処理経過

本件異議申立てに関する当審査会の主な処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

【別紙】

審査年月日	処 理 経 過
平成26年 8月26日	・異議申立書の受理
10月 3日	・練馬区長（実施機関）から諮問
	・本件異議申立てについて審査手続開始決定
	・実施機関へ非開示理由説明書の提出要請
10月27日 （第8期第4回審査会）	・実施機関の本件異議申立てに対する説明
11月 7日	・非開示理由説明書を受理
11月17日 （第8期第5回審査会）	・非開示理由説明書の審査
11月17日	・異議申立人へ非開示理由説明書の送付と意見書の提出要請
	・異議申立人へ口頭意見陳述の希望について照会
12月 5日	・異議申立人の意見書を受理 （口頭意見陳述の機会の設定を希望しない旨の申出書をあわせて受理）
12月15日	・実施機関へ意見書の送付と反論書の提出要請
平成27年 1月15日	・実施機関の反論書を受理
1月23日 （第8期第6回審査会）	・異議申立人の意見書および実施機関の反論書の審査
1月26日	・異議申立人へ反論書の送付
2月26日 （第8期第7回審査会）	・争点整理および答申内容の検討
3月25日 （第8期第8回審査会）	・答申文の作成
	・練馬区長（実施機関）への答申